

## 給食業務委託公募型プロポーザル審査要領

給食業務委託に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「給食業務委託公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| (1) 給食業務実施の基本的姿勢      | (30点) |
| (2) 人員配置体制            | (20点) |
| (3) 経営状況及び業務受託実績      | (10点) |
| (4) バックアップ体制          | (20点) |
| (5) 稼働・引継体制           | (10点) |
| (6) 献立作成体制及び患者サービスの向上 | (30点) |
| (7) 食材確保体制・地産地消の対応    | (30点) |
| (8) 委託料の妥当性           | (50点) |

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 日時、場所

令和8年1月上・中旬(予定)

場所 高知県立幡多けんみん病院

#### (2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社20分とします。
- ② 日時、順番は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
- ④ プレゼンテーションへの参加人数は3名までとします。

#### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。